(5) 未帰還者及び引揚者の援護

ア. 未帰還者留守家族等援護法による援護

昭和２７年４月、日本本土においては戦傷病者戦没者遺族等援護法が制定施行され、昭和２８年４月には恩給法の一部改正により軍人恩給の復活となり、軍人、軍属の援護業務が実施されたが、今次大戦により沖縄は行政分離され、米国の統治下にある沖縄はどうなるかと憂慮されていたが、昭和２８年４月、当時の社会局に援護課が設置され、各市町村に援護係がおかれるようになった。

その後日本政府より沖縄にも援護法及び恩給法を適用することになり、昭和３０年１月から請求事務が開始された。当時はすでに厚生省で発行した死亡公報発令ずみの２万１，０００件を最初の援護法対策として実施し、逐次復員業務をすすめることになった。

昭和２８年１２月、厚生省復員係官松本事務官が、復員関係調査票用紙１１万枚を携えて来島し、援護課職員および市町村職員に対し事務研修を行い、各市町村に調査票を配布して新聞、ラジオ等を通じてその趣旨および記入方法等の徹底をはかり、調査を実施した結果、生存者を含めて４万５，０００件の調査票を受理することができた。しかし、この調査票は内容が複雑で、陸海軍別、生存死亡別もなく、同じ用紙であるため、これをまとめて集計する困難性があり、厚生省でもなかなか処理方針が決定できないままに年月を経過し、援護推進とともに復員業務の促進方について要望があり、琉球政府並びに関係団体は復員業務の早期開始方を厚生省に陳情した。この業務について本土では旧資料に基づいて終戦当時から引き続き復員業務を実施しているので、なんら支障をきたさないのであるが、沖縄の場合は、すべての資料を焼失しているため、援護業務遂行の先行となるべき復員業務の方針が立たず、困難をきたしていた。しかし日本政府が沖縄の特殊事情をよく理解し、本業務を推進するため、昭和３０年７月９日、わざわざ厚生省から坂元沖縄班長、比嘉事務官、国吉事務官を派遣し、一カ月間にわたり本格的実情調査がなされた結果、復員業務もようやく開始され、沖縄戦関係の戦没者も死亡処理され、死亡公報が発令されるようになった。

未帰還戦没者の調査は、各市町村に援護課調査係員が出張し、未帰還者調査票を作成した。当時の調査票作成にあたっては、入隊状況等細部にわたる記入事項があり、遺族に苦情をいわれること等もたびたびあったようである。

未帰還者の留守家族等に対する援護措置としてはもとの陸海空軍に属していたもので、まだ復員していない者、すなわち未復員者に対しては、「未復員者給与法」が適用され、またソ連地域及び中共地域内等の邦人であって、「ソ連地域内の未復

員者と同様の実情にある者」、すなわち特別未帰還者に対しては、「特別未帰還者給与法」が適用され、本人に対する俸給月額千円と扶養手当を一定の親族に支払うことによって、間接的に留守家族の援護を行っていた。

また、政府職員のうち、その身分を保有したまま、軍に配属されたいわゆる未帰還政府職員に対しても留守家族援護の見地から「一般職の職員の給与に関する法律」の規定に基づく人事院規則が適用され、これら未帰還政府職員の俸給及び扶養手当が一定の親族に対して支払われていた。

これらの法律は、未帰還者に対する俸給の支給を建前としたものであるため、終戦後相当の月日を経過するに従い、このような俸給の建前は極めて不自然な姿となってきた。特に未復員者以外の未帰還者については、極めて限定された要件に該当する特別未帰還者に対してのみ俸給等の給与が支給されており、特別未帰還者以外の一般邦人に対しては何らの処遇も行われていないこと等、種々の不都合も生じていた。そこで、終戦後相当の年月を経過した段階においては、端的に留守家族を援護するという見地に立った措置を講ずることが妥当であるとの判断から、政府は、「未帰還者留守家族等援護法案」を、昭和２８年の第十六回特別国会に提案した。それは、「未復員者給与法」、「特別未帰還者給与法」を廃止し、留守家族そのものを対象とし、より実情に即した援護を行うとともに、従来旧法によって行われていた各種の給付と同様の援護を行うことを目的としていた。

未帰還者留守家族等援護法（昭和２８年法律第１６１号）は、昭和２８年８月１日より施行された。この法律は、ソ連、中共等の諸国に残留する未帰還者の留守家族に対して手当を支給し、又、未帰還者が帰還した場合に帰郷旅費等を支給する目的で制定された。

この法律の援護を受けることのできる留守家族は、未帰還者が本邦に残している配偶者、不具廃疾の夫、１８歳未満又は不具廃疾の子、６０歳以上又は不具廃疾の父母等々未帰還者が帰還しているとすれば、主としてその者の収入で生計を維持していると認められるものであり支給金額は、月額 2，１００円で他に留守家族がある場合は一人当り月額４百円が加給され又、帰郷旅費、遺骨埋没経費、遺骨引取経費等が該当者に支給されることになった。未帰還者留守家族等援護法は沖縄地域に対しても同時に施行せられたのであるが、沖縄地域におかれている特別の状態のために現実には法の適用はなされていない状況にあった。そのため、昭和２８年１１月５日引揚援護庁援護局は総理府南方連絡事務局長あて同法の普及方の依頼と具体的適用に関して琉球政府の協力を得る必要があり、この点に関し米国民政府の承認を得る必要があるので、米国民政府との交渉を依頼したい旨の文書を送付し、昭和29年１月２３日には引揚援護庁援護局長より総理府南方連絡事務局長へ「沖縄地域に対する未帰還者留守家族等援護法の適用について」として未帰還者留守家族等援

護法を沖縄地域に対し適用することについて具体的な計画が示され、本計画の実施については琉球政府の協力が必要なので米国民政府の了解を得られるよう交渉を依頼された。

更に、国は第十九回国会に「未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案」を提出し、同法案中に、沖縄地域に居住する者については、留守家族手当の支給の始期及び支払方法、及び支給方法等に関し、制令で必要な特例を定めることができる旨の規定を設け、同法は同年３月３１日公布施行された。

又、米国民政府からは同年６月２８日付で「未帰還者留守家族等援護法」を沖縄地域に対し、実際に適用することについては、何等異議がない旨の回答があり国は「未帰還者留守家族等援護法施行令の一部を改正する制令（昭和29年制令第203号）」を昭和２９年７月１５日公布施行した。

同年７月３１日には那覇日本政府南方連絡事務所長あて厚生省援護局長、総理府南方連絡事務局長連絡で「未帰還者留守家族等援護法の沖縄地域に対する適用について」が通知された。

沖縄地域においても昭和２９年７月より同法が実際に適用されることになった。これに先立ち昭和２９年１月に厚生省復員局からは沖縄関係者１３７名の未復員者確定名簿が送付され、昭和２９年９月には引揚援護局は沖縄地裁におけるこの法の適用者を約２，０００人と推定し、同法の施行を推し進めるため３人の厚生事務官を派遣し、援護課職員並びに市町村援護業務担当職員の事務指導にあたらせ、県の未帰還業務は大きく前進した。

しかしながら、未帰還者留守家族等援護法においては留守家族が留守家族手当を受けることができる期間が限られており、昭和３０年８月１日以降において過去７年以内に生存していると認めるに足りる資料がない場合は、留守家族手当は支給停止された。

その後、３４年４月に「未帰還者に関する特別措置法」が制定され、諸般の事情からみてすでに死亡していると推測される者について、留守家族の同意を得たうえで、厚生大臣も戦時死亡宣告を家庭裁判所に対して申立てすることができるようになり未帰還者の戸籍の処理が行われるようになった。

戦時死亡宣告により最終戸籍処理が行われた者の遺族に対しては弔慰料（公務死亡とみなされた場合２０，０００円、非公務死亡とみなされた場合は３０，０００円）が支給され、さらに公務死亡とみなされた場合は恩給法、援護法等が適用され公務扶助料、遺族年金又は遺族給与金が支給されるほか、弔慰金が支給されることになった。

未帰還者に関する特別措置法は未帰還者留守家族等援護法と同様に施行と同時に沖縄にも施行された。本籍が沖縄にある未帰還者の留守家族はその大部分が沖縄に

居住しているので、国は特別措置法に「沖縄地域に関する特例」として１条を設け、「この法律の適用に関しては、戦時死亡宣言には、硫黄鳥島及び伊平屋島並びに北緯２７度以南の南西諸島（大東諸島を含む）において行われたこれに相当する宣告を含むものとする。」（昭和４６年法律第百三十号により本条削除）と制定し、現地で法の適用が受けられるよう制定を設けたが、琉球政府として検討の結果、現地における立法措置は極めて困難なので日本本土の家庭裁判所において処理してほしい旨を要求し、これを受けて厚生省は法務省等との協議のうえ、東京家庭裁判所が沖縄地域在籍未帰還者の戦時死亡宣告の審判にあたることとし、昭和３５年５月には米国民政府の了解を得、同年１２月には引揚援護局長通達をもって那覇日本政府南方連絡事務所長及び都道府県知事に提示された。

昭和３６年３月には同法施行による第１回目の留守家族の同意書の送付依頼が関係市町村長あて送付され、以来昭和４７年５月、施政権が日本に返還されるまで東京家庭裁判所において戦時死亡報告が行われた。

現在、本県の未帰還者の状況は平成７年３月末現在で中国地域で１５人、南洋その他地域で４人となっている。

イ．引揚者給付金支給法による援護

昭和２０年８月１５日、先の大戦の終結時、海外には旧陸海軍軍人軍属が３３０余万人それとほぼ同数の海外在留一般邦人を合わせた６６０余万人が残されたと言われ、日本政府はそれらの日本への引揚げと併せ、１２０余万人の在日外国人をそれぞれの祖国へ送還する事業に取り組んだ。政府は連合国総司令部の指示を待つまでもなく、独自の立場において８月１５日直ちに終戦対策処理委員会を設置して、いかにして異境にある同胞を１日もすみやかに内地に帰還させるかについて協議を重ね、その方策の検討に着手した。８月２１日には、在外軍人、軍属の復員について大本営及び陸海軍省を中心として復員計画に取り組ませ、一方海外在留一般邦人の引揚げについての計画立案を内閣調査局と内務省管理局が担当することとした。

次いで、８月３０日次官会議においては、「外地（樺太を含む）及び外国在留邦人引揚者対応措置要綱」が決定され、引揚者に対する具体的援護措置が示された。その内容は、引揚者の上陸地の地方長官（現在の知事）をしてその職員を派遣させ、上陸地に於ける引揚者の援護並びに連絡指導にあたらせることであった。

一般邦人の引揚げについては、「日本国の主権は、本州、北海道、九州及び四国ならびに吾等の決定する諸小島に局限せらるべし」というポツダム宣言第８項の規定以外に日本への引揚げを規定するような包括的命令はなかった。むしろ外

務省としては、居留民はできるかぎり現地に定着せしめる方針を執るとともに、現地在外公館に対しては、居留民の生命、財産の保護については万全の措置を講ずるよう具体的施策を指示した。しかしながら、ＧＨＱの指令により日本政府の外交機能が全面的に停止されたことにより、外地の一般邦人は、各地域の連合国軍及び当該国官憲の強制命令又は戦場に伴って発生した現地の混乱によって生活手段を喪失し、残留することがきわめて危険、不安な状態になったため、日本に引揚げざるを得ないこととなったのである。厚生省は、軍人軍属及び一般邦人を戦後の疲弊し混乱した日本に受け入れ、その上陸地に於ける応急援護と帰郷地における定着援護にあたるため、十余カ所の上陸指定港に地方引揚援護局を設置しその援護にあたった。その結果、昭和２１年末までには５００万をこえる引揚者の受入れ援護を行いそのピークを越えたが、集団による引揚げは昭和３３年まで続き、その後は個別に引揚げが行われており現在に及んでいる。しかしながら、今日もなお海外から帰還する引揚者は少数ながら続いており、日中国交正常化以後においては、新たに一時帰国、孤児調査の問題が加わり、戦後処理の一環としての「引揚げ」はいまだ完結していない。

去る大戦の終結により、極めて多数の同胞がその生活の本拠とする外地からほとんど無一文になって引揚げ、地縁、人縁の乏しい内地で生活の再建を図らねばならなかったのであり、内地の戦災者に比較して再起再生に大きな障害があったこと等に対し、昭和３２年５月、引揚者給付金等支給法（法律第１０９号）を制定し、引揚者、その遺族等の援護にあたった。

引揚者給付金等支給法は、引揚者及びその遺族に対して１０年償還の記名国債をもって「引揚者給付金」を支給するもので、昭和２０年８月１５日の終戦時において外地に６カ月以上生活の本拠を有していた引揚者等で、一定の所得制限はあるものの所定の要件を満たしている者に対して終戦時の年齢に応じた額が交付された。引揚者交付金の額は５０歳以上は２８，０００円、３０歳以上５０歳未満は ２０，０００円、１８歳以上３０歳未満は １５，０００円、１８歳未満は７，０００円となっている。

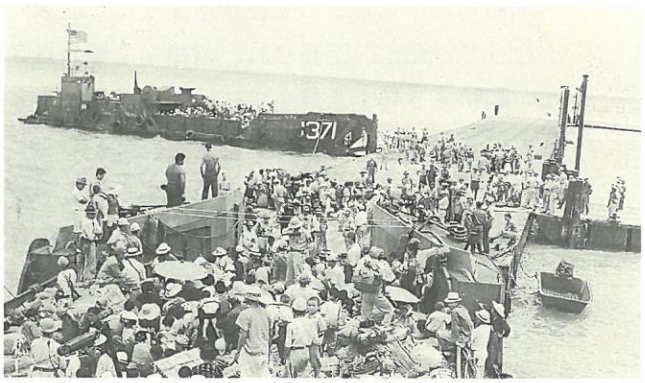
また、遺族給付金として引揚前に死亡した者については、１８歳以上は２８，０００円、１８歳未満は１５，０００円で、引揚後に死亡した者（死亡当時２５歳以上）の遺族に対して、生存者と同様の年齢区分で金額が交付された。

沖縄においては、本業務は本土より約８カ月遅れて開始された。これは、この引揚者給付金申請の基本的な資料となる戸籍類が戦災により焼失し、その整備が始まったばかりであったためである。

沖縄における外地引揚者の８割が南洋方面からの引揚者であった。業務が開始された当初は、該当者の予想も立たず、在外財産獲得期成会のまとめた推定５万

世帯、１２万５千人をさし当たりの目標として開始されたが、立証資料等の不足から事務処理は困難を来していた。

このような中で、昭和３２年１２月１６日付で第１回の認定が行われた。認定第１号は、国頭村在住の南洋パラオからの引揚世帯で、４９，０００円の引揚者給付金が認定された。



引揚者第１陣、久場崎桟橋に到着

しかしながら、立証資料の添付が困難な者が多く、受付審査は予定通りいかず、何らかの打開策が切望されている中で、立証資料を添付することができない者は、認定済みの引揚者２人の証明書を添付することで認められるようになり、事務処理は著しく前進し、 昭和３４年３月２５日現在で、 認定２万５，９４９世帯、国債受領２万４，９１６枚、３億２，７９４万円の実績となった。

その後何度か法の一部改正が行われ、強制引揚者も該当するようになり、引揚後の死亡年齢も２５歳から２０歳に引き下げられた。

また、時効期間も当初の３年から１年づつ延長され最終的には６年となった。

本県における受付処理件数は５万１，７４９件（世帯）となっている。

引揚者等に対する特別給付金の支給に関する法律

昭和３７年頃から外地引揚者からの在外財産補償の要求が一段と高まり、昭和４２年８月には「引揚者等に対する特別給付金の支給に関する法律」が制定された。

この法律は、在外財産の問題の最終的解決を図るため、有形無形の財産の喪失に対して、国が特別の措置として引揚者に交付金を支給するというものであった。

対象者は、外地での居住年数が１年以上の引揚者で終戦時の年齢が５０歳以上は １６０，０００円、３５歳以上５０歳未満は １００，０００円、２５歳以上３５歳未満は５０，０００円、２０歳以上２５歳未満は３０，０００円、２０歳未満は２０，０００円が記名国債で支給されることになった。（但し、引揚者の遺族、引揚前死亡者の遺族に対しては、上記金額の７割が支給されることになっ

た。）さらに、８年以上の外地居住者に対して、１０，０００円（遺族に対しては、７，０００円）の加算がなされた。

本交付金の施行については、米国民政府の許可を得るため事務の開始が遅れ、昭和４３年２月から受付が始まった。請求期間は、当初昭和４６年３月３１日となっていたが、延長され、昭和４７年３月３１日までとなった。

昭和４６年１２月までには、８万３，７８２人が認定され、平成７年９月末までに８万５，９４６人が認定された。

この事務は、中国帰国者に対する支給事務を残し、殆どの事務が終了している。

なお、昭和６３年５月に「平和祈念事業特別基金に関する法律」が制定され、本邦以外の地域から引き揚げてきた者で、引揚者特別給付金を受けた者に対し、引揚からその後の生活再建に至る労苦を慰藉するため内閣総理大臣の書状を贈呈することになった。

ウ．中国残留孤児等の援護

戦前、中国東北地区（旧満州地区）には、開拓団として多くの邦人が存在していたが、その開拓団にも戦争の末期には現地召集があり青少年男子の多くはソ連の参戦（昭和２０年８月９日）前には召集され、残された者の多くは老幼婦女子となっていた。

ソ連参戦以後これらの人々は、居住地を追われ避難する途中で、あるいは酷寒の収容所で栄養失調や伝染病のため多くの者が死亡した。このような状況の中で生活手段を失い中国人の妻となった者や、乳幼児のうち衰弱がはなはだしいため養育を中国人に委託した者、又は肉親等が死亡したため孤児となり中国人に引き取られていった者等も多く、これらの人々を「中国残留婦人」「中国残留孤児」と呼び「中国残留邦人」と総称している。

このうち、在日親族から未帰還の届出のあった残留邦人については「未帰還者」として把握されている。

中国からの邦人の引揚げは昭和２１年５月から開始されたが、昭和２３年に中国の内戦のため引揚げが中断した。それまでに中国本土、満州、大連等から約２７７万人の邦人が日本に帰還している。その後も残留を余儀なくされたものは、そのほとんどが満州において中国共産軍に留用されていた者、戦犯関係者、中国人と結婚した婦人、及び中国人に養育されていた孤児等であった。その後昭和２８年３月より中断していた集団引揚げが日本赤十字社等の民間ベースで再開され、昭和３３年７月まで断続的に行われ、３２，５００人余が帰還し、その後は帰国を希望するものは個別に引揚げが行われていた。

昭和４７年９月日中国交正常化により日中の交流が活発になると、中国残留の日本人の未帰還調査が急速に促進されることになり、多くの残留邦人が日本に帰国するようになった。

また、その頃より終戦直後の混乱期に肉親等と死別し又は生きわかれになった孤児から、日本にいる肉親を探してほしいという身元調査依頼が数多く寄せられるようになり、中国残留孤児問題がクローズアップされるようになった。

このため厚生省は、昭和５０年３月から昭和５６年１月まで計９回報道機関の協力を得ながら公開調査を行ったが、在日親族から、実際に孤児と対面して身元を確認したいという要望が強まったため昭和５６年からは身元が確認できない孤児については一定期間日本に招き、報道機関の協力を得て肉親捜しを行う訪日調査が実施され、平成６年度までに６４６名の孤児の身元が確認されている。

沖縄県における中国残留孤児の帰国状況は、昭和５２年２月に２名の中国残留孤児が家族と共に帰国したのを初めとして５５年度２名、５６年度２名、５７年度２名、その後６０年度・６１年度・６３年度・平成２年度にそれぞれ１名ずつ現在までに合計１２名（家族を含めて６８名帰国）の残留孤児の方々が家族と共に永住帰国している。

一般邦人の帰国は、孤児より早く、昭和４８年２月から現在までに１６名（家族を含めて６４名）の方々が永住帰国している。

なお訪日調査で身元が判明しなかった孤児については、厚生省援護局長通知「肉親捜し調査班による身元未判明孤児調査について」に基づき、昭和６２年度から平成元年度までに全国に現地調査員が配置され各県に「肉親捜し調査班」が派遣され、調査が行われた。

更に平成２年度以降は、これまでの肉親調査を継承し、引き続ききめ細やかな調査を実施することを目的として各都道府県に調査員をおき、肉親関係者を直接訪問し、調査ができるようになった。本県にも厚生省社会・援護局長から任命された５名の調査員が配置され、調査にあたっている。

中国残留邦人に対する帰国援護については昭和４７年９月の日中国交正常化に伴い、昭和４８年から、引揚者に対する帰国旅費や、終戦後はじめて墓参、親族訪問等の目的をもって一時帰国する者への往復の帰国旅費を国が負担することになった。又、昭和６２年には一時帰国した者への再一時帰国援護、更に平成７年１０月からは毎年一時帰国できるようになった。

又、永住帰国後については、国は中国帰国者定着促進センター、中国帰国者自立研修センター等を設置し、その自立を促進する等、援護を図ってきているが本県の中国帰国者の殆どが、直接県内に居住し、自立指導員の援護を受けながら地域に定着し現在に至っている。